

第139表 犯罪被害者等に対する初期支援実施状況(年次別)

(単位 人)

区 分		平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総	数	3,397	3,115	3,042	3,409	3,607
重大な交通事故事件	総	1,568	1,469	1,430	1,764	1,804
	ひき逃げ	820	760	757	854	936
	交通死亡事故	136	128	165	135	144
	3か月以上の重傷事故	556	506	472	708	669
	危険運転致死傷	48	50	31	56	54
	署長等指定事件	8	25	5	11	1
身 体 犯	総	1,796	1,617	1,600	1,586	1,752
	殺人	93	105	118	112	95
	強盗致死傷	117	112	112	106	110
	強盗・強制性交等 及び強盗・強制性交等致死	6	3	11	3	4
	強制性交等 (準強制性交等含む。)	332	332	218	338	374
	集団強姦	2	-	-	-	-
	強制わいせつ (準強制わいせつ含む。)	770	612	609	564	635
	強制わいせつ等致死傷	68	37	25	62	59
	略取・誘拐	24	18	17	27	27
	逮捕・監禁 (逮捕等致死傷含む。)	17	19	21	21	24
	傷害致死	7	9	2	5	3
	傷害(重傷)	360	370	466	347	417
	その他	-	-	1	1	4
交通以外の署長等指定事件		33	29	12	59	51

注1 初期支援とは、初期捜査等の一連の捜査活動等を通じて、原則として、対象事件の認知直後から被害者を帰宅させるまでの間において、被害者に付き添って被害者のために行う活動をいう。

2 対象事件とは、身体犯、重大な交通事故事件及び署長等指定事件(事件事故の規模等を勘案し、警察署長等が支援を必要と認めたもの)をいう。

3 刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、「集団強姦」は廃止された。

数値：企画課